

## 沿岸漁業改善資金 基本的事項（令和5年3月31日現在）

### ○基金の名称

福井県沿岸漁業改善資金

### ○基金の額

造成総額 111,928 千円

うち国費相当額 66,911 千円

### ○基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業従事者等  
に対して、漁業経営等の改善を図るために必要な資金を県が無利子で貸し付けるもの

### ○申請方法

資金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書に必要書類を添付し、漁業協同  
組合を経由して知事に提出する

### ○貸付決定

知事は、申請書の提出を受けたときは、資金の貸付けを行うことが適当であると認  
めるときは、貸付けの決定を行う

### ○審査基準

沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則、福井県沿岸漁業改善資金貸  
付規則、沿岸漁業改善資金の貸付基準、福井県沿岸漁業改善資金事務取扱要領に基づ  
き審査を行う

### ○審査体制

水産業普及指導員の意見書を参考に、担当部局において審査を行う